

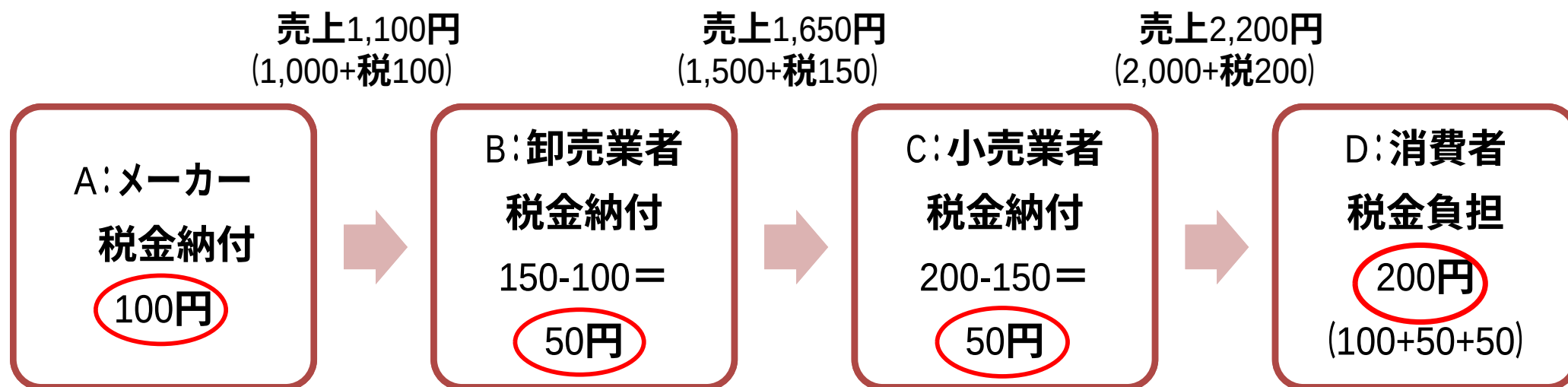
消費税インボイス制度について

北陸税理士会富山支部

税理士 猿田 淳子

消費税の仕組み

- 消費税は、モノやサービスを消費する という行為に対して広く課される税金
- 消費税の実質的な負担者は消費者だが、納税義務者は事業者（間接税）
- 各取引段階の事業者が納付する消費税額の合計は、消費者が負担する消費税額に対応



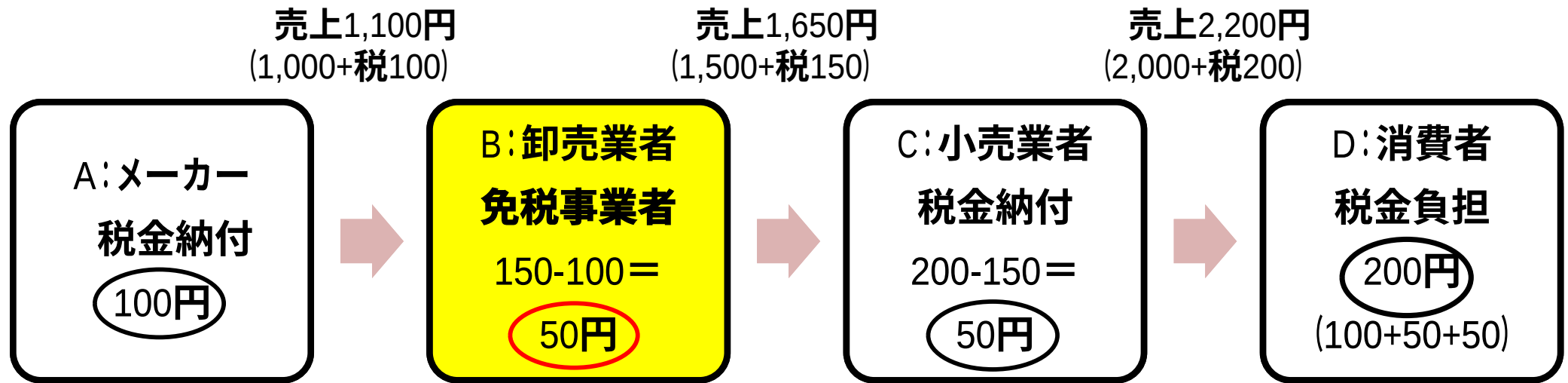
商品の価格に税金を上乗せして、取引相手に負担させることを「税の転嫁」という

転嫁した消費税から、転嫁された消費税（仕入税額という）を差し引いて納税する仕組みを、「仕入税額控除」という

消費税を間接税方式で課税するために必要不可欠な仕組みが、「税の転嫁」と「仕入税額控除」である

消費税の問題 (益税)

小規模事業者は納税義務の免除により、預かった消費税と支払った消費税の差額が利益となる。これを「益税」という



納税は不要

50円は
事業者の
利益になる

消費税の納税義務の判定

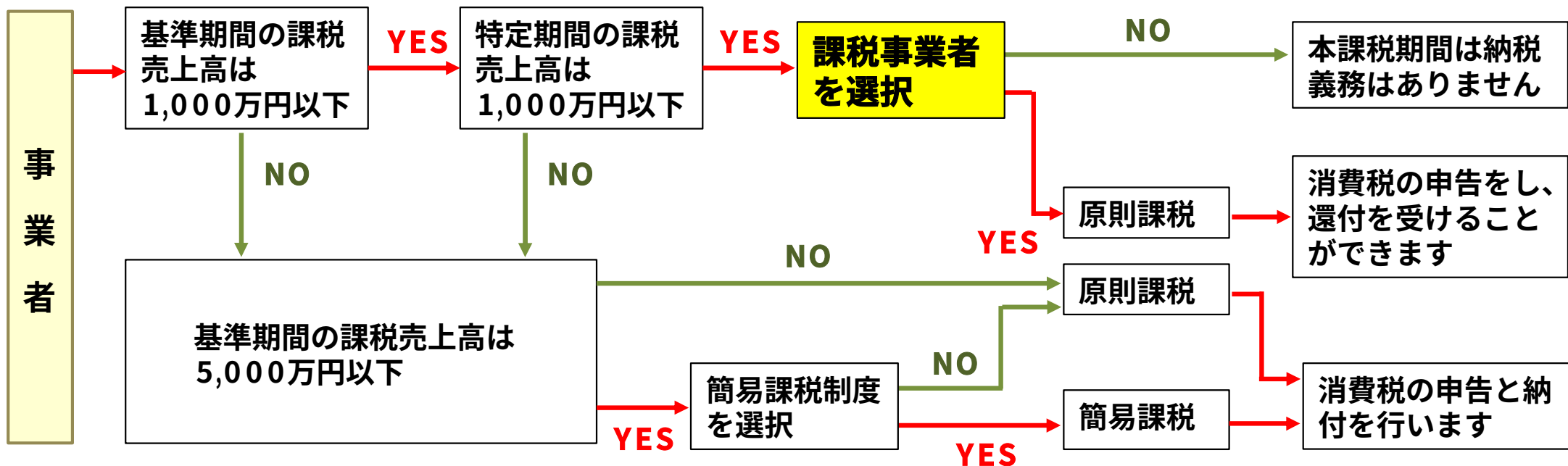
例では、事業年度を1/1～12/31とする		
令和2年	令和3年	令和4年
前々年（基準期間）	前年	その年（課税期間）
	特定期間 1/1～6/30	
課税売上高1,000万円超		課税事業者

事業者は、その年の**前々年（基準期間）**の課税売上高が**1,000万円を超**えた場合に、消費税を納める義務を負う。また、その年の前年1月1日から6月30日までの期間（**特定期間**）の課税売上高（課税売上高に代えて給与の支払額）が**1,000万円を超**える場合には、消費税を納める義務を負う。

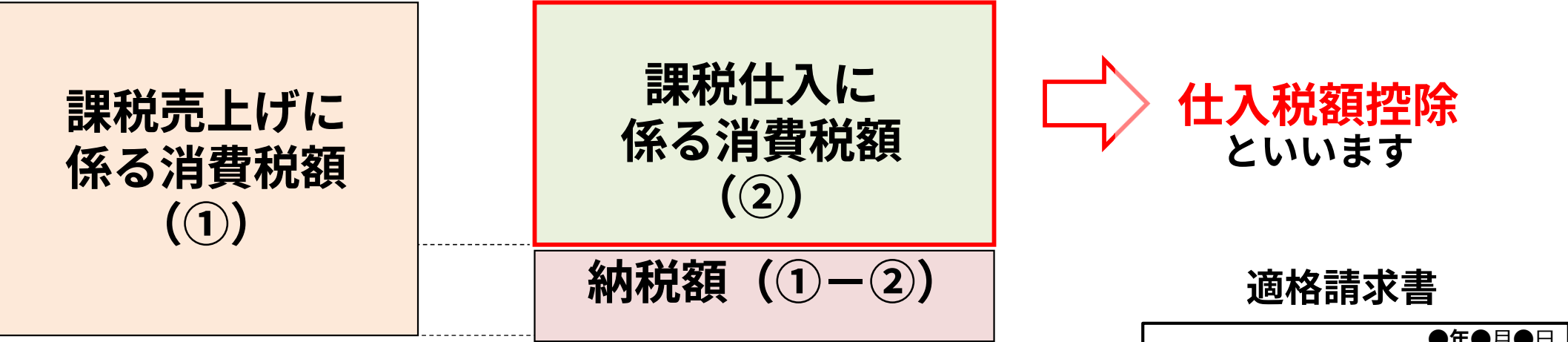
※

さて、あなたの場合は？

※



消費税計算のしくみ (原則課税)



仕入税額控除の要件

	～ 令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス) 等 の保存

※記帳と保存ができていない場合には、
「仕入税額控除」が認められません


 **ここが変わります**

適格請求書

●年●月●日

請求書

〇〇株式会社 御中 ●●事務所

登録番号：T1234567890123

ご請求金額：¥11,460

商品A	\6,600
商品B(※)	\3,240
商品C(※)	\1,620
小計	\10,500
税額	\960
合計	\11,460

(10% \6,000 消費税 \600)
(8% \4,500 消費税 \360)
(※) 軽減税率8%適用商品

適格請求書発行事業者の登録申請

適格請求書発行事業者になるためには、登録申請が必要（紙またはe-tax）

※課税事業者でなければ、登録を受けることはできない

令和5年10月1日から登録事業者を希望する事業者は、登録申請書を原則、令和5年3月31日までに提出する必要あり（令和3年10月1日から受付開始済）

番号は書面等にて通知 ※登録事業者は国税庁HPで公表

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(初案)の記載例
【個人事業者用】

【公表に関する留意事項】
適格請求書発行事業者として登録された場合は、「氏名」及び「登録番号」が公表されます。以下の事項の公表を追加で希望する場合は、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出する必要があります。

◇ 主たる屋号 ◇ 主たる事務所の所在地等 ◇ 通称 ◇ 旧姓

※ 「通称」及び「旧姓」は、住民票に併記されている場合にのみ公表することができます。

国内事業適用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【公表事項】
姓と名の間は1文字空けてください。
漢字は記載しないでください。
※ 屋号の公表を希望される場合は、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出してください。

記載不要

いずれかに必ず記入してください。

【次案の作成漏れにご注意ください！】
次案の「登録要件の確認」欄は、全ての事業者の方が記載する必要があります。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次案)の記載例
【個人事業者用】

初案の「事業者区分」欄で「**免税事業者**」を選択した方は、**どちらか**を選択し、記載してください。

国内事業適用

適格請求書発行事業者の登録申請書(次案)

【2/2】

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に「**免税事業者**」を選択し、記載してください(下の「**免税事業者**」に「**○**」を記載した場合を除きます。)

※ 個人番号を必ず記載し、本人確認画像の写しを添付してください。

課税事業者(選択)届出書を提出されている方で、課税開始の初日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に「**免税事業者**」を選択し、記載してください。

※ 「課税開始の日」に記載した日が登録年月日となります。

免税事業者(選択)届出書を提出されている方で、課税開始の初日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に「**免税事業者**」を選択し、記載してください。

※ 「課税開始の日」に記載した日が登録年月日となります。

免税事業者の場合、適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に「**免税事業者**」に「**○**」を記載してください。

定めが必要ない場合に「**いいえ**」に「**○**」を記載してください。

「**いいえ**」の場合は、下記の納税控除の届出(別添)について記載してください。

※ 届出をしない場合、申請が拒否されることがあります。

該当しない場合に「**いいえ**」に「**○**」を記載してください。

(注) 「加価税」や「地方消費税」は関係ありません。

「**いいえ**」の場合は、下記の執行状況(別添)について記載してください。

※ 下欄の確定申告が「**いいえ**」の場合、申請が拒否されることがあります。

全ての事業者の方が記載する必要があります。

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となった場合、登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

※ 申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

申請書の提出時点で課税事業者の方が、令和5年9月30日までに免税事業者となった場合でも、適格請求書発行事業者として登録された日以降は、再び課税事業者となり、登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

国税庁のHPに
申請書あり
(提出は2枚)

記載例には、
細かい注意事項
も載ってるよ

国税庁HPより 記載例(個人事業者用)

登録申請書の記載の注意事項

記載欄の名称等	法人	個人事業者
【住所又は居所】	登記上の所在地を正しく記載 (建物名、部屋番号も正確に)	
【氏名又は名称】	登記上の法人名を正しく記載 (大文字・小文字、アルファベット 表記・カナ表記も正確に)	屋号を公表したい事業者は、別途 「公表申出書」の提出が必要 (この欄に屋号は記載しない) 氏名は、住民票等に記載された漢字 (字体) を正しく記載
【代表者氏名】		「代表者氏名」欄への記載は、法人 のみ
【事業者区分】	「課税事業者」／「免税事業者」のいずれかにチェックが入っているか 確認	
【次葉】	次葉の「登録要件の確認」欄は全ての事業者で記載が必要。	
e-Taxによる申請 の場合	一度送信した後、後日同じ内容で再送信する「二重送信」が散見される (原則、最後に送信された登録申請書を有効と扱う)	

消費税計算のしくみ (簡易課税)

基準期間の課税売上高が5,000万円以下（導入当初は5億円以下だった）かつ
前事業年度末までに「簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出（事前届け出）
していれば、選択できる

※ただし2年継続適用なので、設備投資を予定している場合には原則が有利
今後の事業計画をよく考えてから選択すること

人件費率の高い土業の事務所は、簡易課税が有利だと思います

実際に「支払った消費税額」と
「みなし仕入れ率で計算した消費
税額」との差額が「**益税**」になる

課税売上げに
係る消費税額
(①)

課税仕入に
係る消費税額
(② = ① × 「みなし
仕入れ率」)

納税額 (① - ②)

※適格請求書がなくてもいい



取引相手が免税事業者でも
「仕入税額控除」ができる

みなし仕入れ率

①卸売業	90%
②小売業	80%
③製造業、建設業等	70%
④飲食店業、その他の事業	60%
⑤金融保険業、サービス業	50%
⑥不動産業	40%

消費税の計算をやってみよう！原則課税

(例題) 製造販売業（パン屋さん）のケース

↓ 下記区分は一般的な1例です		税込金額(円)	課税区分
(収益)			
製造パン売上高	持ち帰り	43,200,000	8%
"	店内飲食	6,600,000	10%
商品売上（飲料）	店内飲食	2,200,000	10%
	計①	52,000,000	
(費用)			
小麦粉、卵、乳製品⇒	仕入高（食品材料）	21,600,000	8%
ジュース、牛乳⇒	商品仕入（飲料）	1,080,000	8%
包装紙、箱⇒	仕入高（包装材料）	550,000	10%
役員 従業員 ⇒	給料手当	14,000,000	不課税
社会保険料など ⇒	法定福利費	2,000,000	不課税
電話代 ⇒	通信費	143,000	10%
チラシ等 ⇒	広告宣伝費	66,000	10%
電気水道ガス 等 ⇒	水道光熱費	660,000	10%
少額備品、文具 等 ⇒	消耗品費	220,000	10%
ガソリン代等⇒	車両費	330,000	10%
建物・機械等 ⇒	減価償却費	2,000,000	不課税
固定資産税等 ⇒	租税公課	360,000	不課税
	計②	43,009,000	

8%の場合
10%の場合

税込金額×100/108
税込金額×100/110

税込金額×8/108
税込金額×10/110

↓

↓

	税抜金額(円)	課税区分	消費税（円）
(収益：税抜金額)			預り消費税
持ち帰り	40,000,000	8%	3,200,000
店内飲食	6,000,000	10%	600,000
店内飲食	2,000,000	10%	200,000
計①	48,000,000	①	4,000,000 ③
(費用：税抜金額)			仮払消費税
仕入高（食品材料）	20,000,000	8%	1,600,000
商品仕入（飲料）	1,000,000	8%	80,000
仕入高（包装材料）	500,000	10%	50,000
給料手当	14,000,000	不課税	
法定福利費	2,000,000	不課税	
通信費	130,000	10%	13,000
広告宣伝費	60,000	10%	6,000
水道光熱費	600,000	10%	60,000
消耗品費	200,000	10%	20,000
車両費	300,000	10%	30,000
減価償却費	2,000,000	不課税	
租税公課	360,000	不課税	
計 ②	41,150,000	控除税額→	1,859,000 ④
納付消費税（③－④）			2,141,000
差引（①－②）	6,850,000		

消費税の計算をやってみよう！簡易課税

(例題) 製造販売業（パン屋さん）のケース

8%の場合

税込金額×100/108

税込金額×8/108

10%の場合

税込金額×100/110

税込金額×10/110

↓

↓

↓ 下記区分は一般的な1例です		税込金額(円)	課税区分
(収益)			
製造パン売上高	持ち帰り	43,200,000	8%
"	店内飲食	6,600,000	10%
商品売上（飲料）	店内飲食	2,200,000	10%
	計①	52,000,000	
(費用)			
小麦粉、卵、乳製品⇒	仕入高（食品材料）	21,600,000	8%
シール、牛乳⇒	商品仕入（飲料）	1,080,000	8%
包装紙、箱⇒	仕入高（包装材料）	550,000	10%
役員 従業員 ⇒	給料手当	14,000,000	不課税
社会保険料など ⇒	法定福利費	2,000,000	不課税
電話代 ⇒	通信費	143,000	10%
チラシ等 ⇒	広告宣伝費	66,000	10%
電気水道ガス 等 ⇒	水道光熱費	660,000	10%
少額備品、文具 等 ⇒	消耗品費	220,000	10%
ガソリン代等⇒	車両費	330,000	10%
建物・機械等 ⇒	減価償却費	2,000,000	不課税
固定資産税等 ⇒	租税公課	360,000	不課税
	計②	43,009,000	
簡易課税の計算 ⇒ 売上に係る消費税で控除税額が計算される			
	みなし仕入率	預り消費税	控除額
第3種（製造業等）	70%	3,200,000	2,240,000
第4種（修理・飲食）	60%	800,000	480,000
	計	4,000,000	2,720,000 ⑤

	税抜金額(円)	課税区分	消費税（円）
(収益：税抜金額)			預り消費税
持ち帰り	40,000,000	8%	3,200,000
店内飲食	6,000,000	10%	600,000
店内飲食	2,000,000	10%	200,000
計	48,000,000	①	4,000,000 ③
(費用：税抜金額)			仮払消費税
仕入高（食品材料）	20,000,000	8%	1,600,000
商品仕入（飲料）	1,000,000	8%	80,000
仕入高（包装材料）	500,000	10%	50,000
給料手当	14,000,000	不課税	
法定福利費	2,000,000	不課税	
通信費	130,000	10%	13,000
広告宣伝費	60,000	10%	6,000
水道光熱費	600,000	10%	60,000
消耗品費	200,000	10%	20,000
車両費	300,000	10%	30,000
減価償却費	2,000,000	不課税	
租税公課	360,000	不課税	
計	41,150,000	②	1,859,000 ④
差引消費税（③－④）			2,141,000 ⑥
差引（①－②）	6,850,000		
納付消費税（③－⑤）			1,280,000 ⑦
納付差額（⑥－⑦）	861,000	このケースでは原則より納付が少ない	

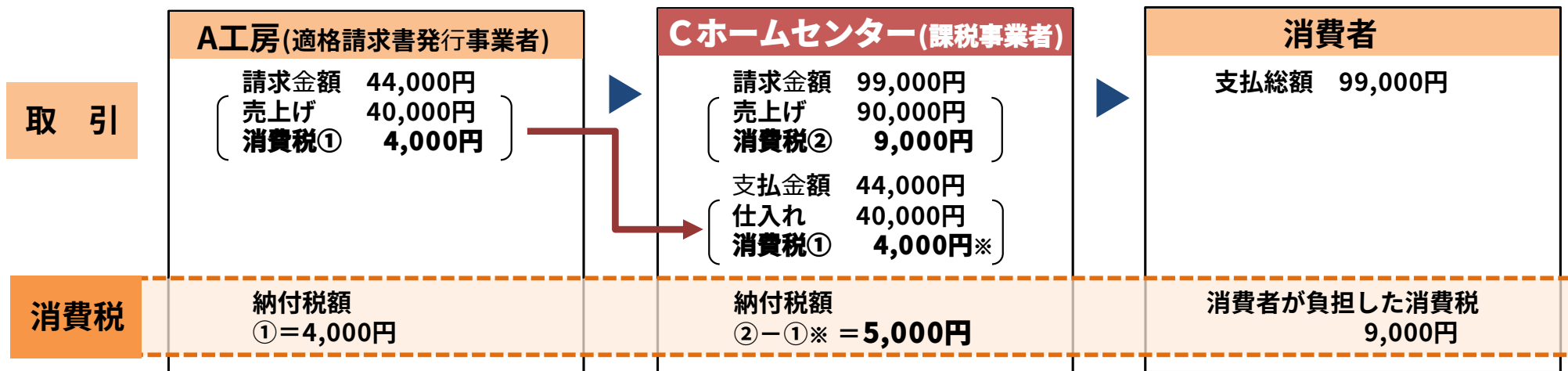
インボイス制度の導入後は・・・

適格請求書を交付できるのは、申請書を出して、登録を受けた事業者に限られる

※課税事業者でなければ、登録をうけることはできない

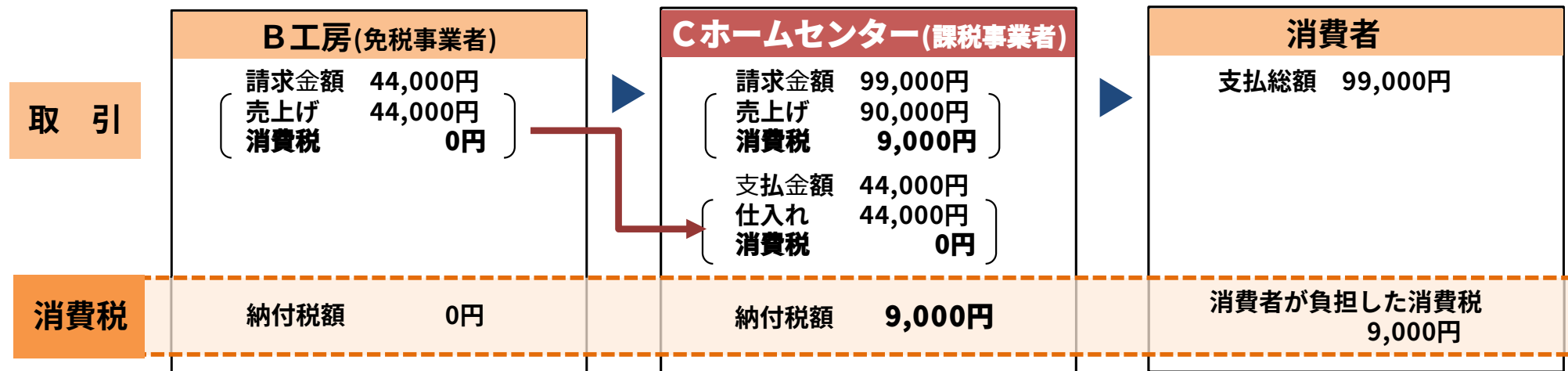
事例1) Cホームセンターが適格請求書発行事業者であるA工房から仕入れた場合

TKC事務所通信を参考に作成



※仕入税額控除

事例2) Cホームセンターが免税事業者であるB工房から仕入れた場合



インボイス制度の導入によって予想されること

消費税インボイス①

消費税の免税事業者は、課税業者になるか、取引をあきらめるか、消費税分を値引するか、を迫られる。

免税だから関係ないでは済まされない！！



消費税の免税事業者は、登録番号が発行されず、インボイスが出せません。そのため、取引先や親受け、業務委託元から取引を断られたり、課税事業者になるように求められたりすることが懸念されます。
※ただし全ての取引がB→Cの場合、必ずしも適格請求書発行事業者になる必要はありません
(例えば、美容院や一般消費者向け小売業者)

消費税インボイス②

消費税の課税事業者は、原則課税の場合、仕入れ・外注・業務委託など、免税事業者との取引にかかる消費税を、自分が被るか、取引先や取引金額を見直すか、を迫られる。

課税事業者（原則）は取引先の選別を強いられる

消費税の課税事業者（原則課税の事業者）は、インボイス制度の下で、消費税の仕入税額控除ができるよう、取引相手が消費税の課税事業者かどうかを確認し、対策を取るように迫られます。



経過措置

インボイス制度導入から6年間は、免税事業者等からの課税仕入であっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置がある

※帳簿に、80%控除・50%控除対象などの記載が必要

令和1年10月

令和5年10月

令和8年10月

令和11年10月

区分記載請求書

免税事業者も
発行できる

適格請求書（インボイス）

免税事業者は発行できない

免税事業者からの仕入税額
（課税事業者の税額計算）

経過措置

控除できる

80%控除

50%控除

控除できない

先ほどの事例2によると…

4,000円 → 3,200円 → 2,000円 → 0円

適格請求書の交付義務と電子インボイス

売手
(適格請求書発行事業者)

事業者

売手は軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず、取引先（課税事業者）から求められた場合には、適格請求書を交付しなければならない。

交付した適格請求書の写しの保存が必要となる。

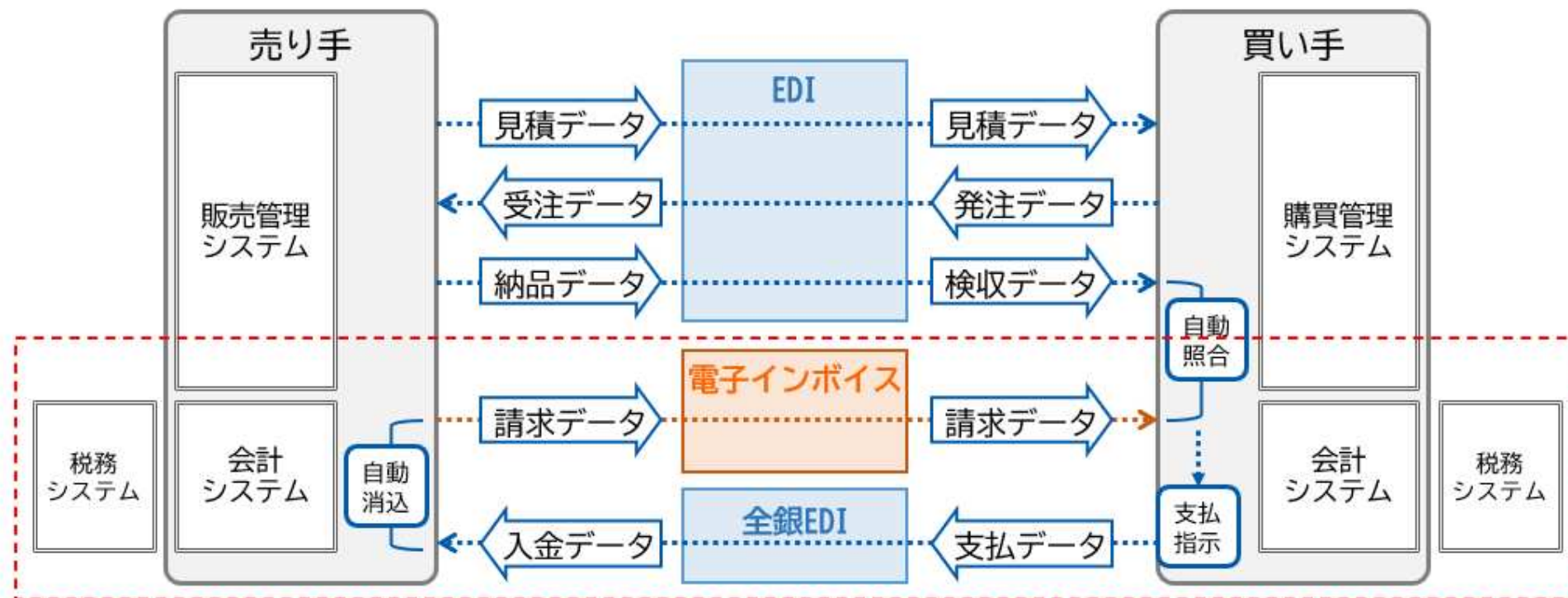
書面での交付に代えて、電磁的記録により提供することもできる。

買手

取引先

適格
請求書

現在、国内の事業者が共通的に使える電子インボイスのシステムを構築中

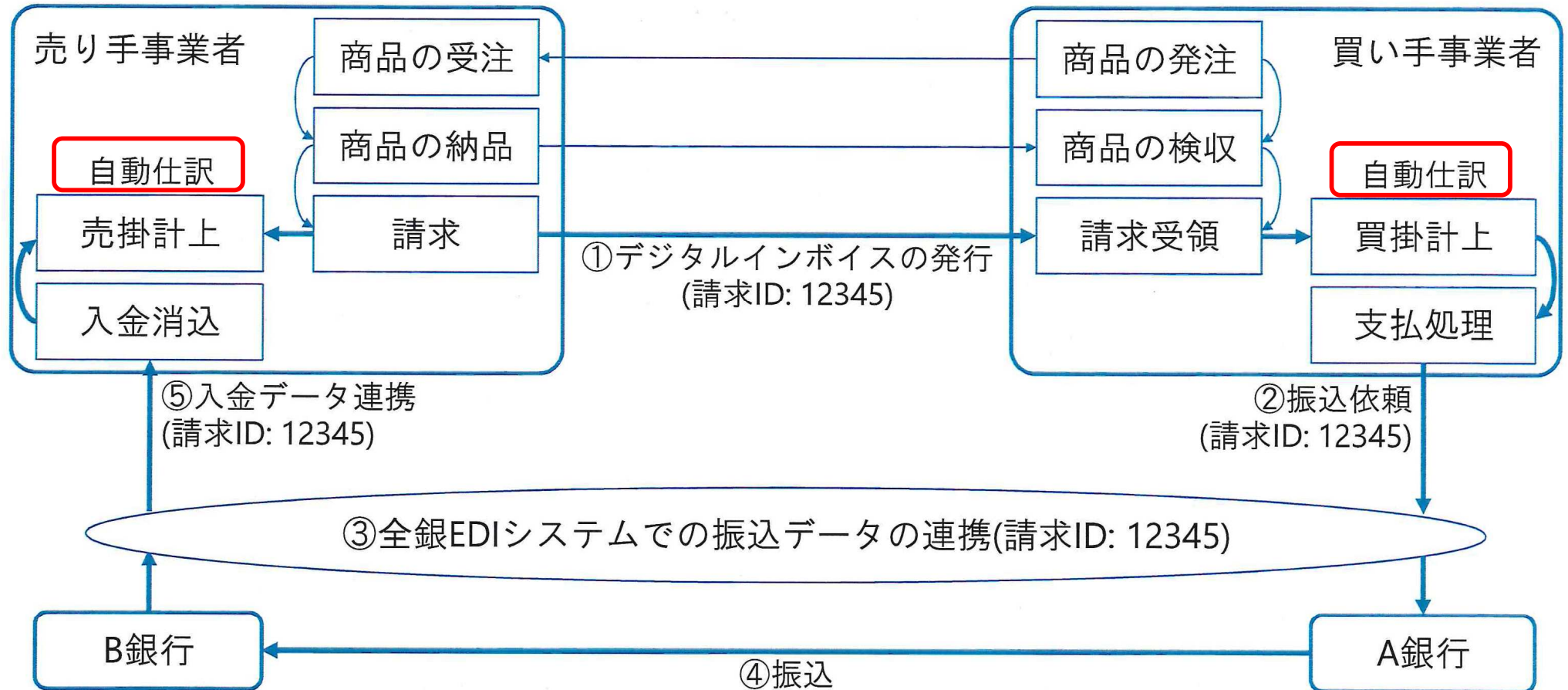


参考) 導入後のイメージ

出典) デジタルインボイス推進協議会HPより

デジタルインボイスの活用による業務効率化

- 会計(仕訳)業務はもちろん、支払処理および入金消込業務の効率化を実現



※デジタルインボイス推進協議会

R4.5.31現在、国内ベンダー等179社（団体）・8名を会員とする組織。デジタル庁も協力・連携。

参考) インボイス制度に対応した補助金

インボイス制度に対応した補助金は、「IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）」と「小規模事業者持続化補助金（インボイス枠）」の2種類。IT導入補助金では5万～350万円、小規模事業者持続化補助金のインボイス枠では最大100万円の補助が受けられる。会計ソフトの刷新やレジの新調など、インボイス制度への対応に活用できる

◆IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）

ITツール		ハードウェア購入費用	
5万円 ～ 350万円		上限：10万円	上限：20万円
0円～50万円以下部分	内 50万円超～350万円部分		
3/4 以内 受発注・決済・ECの うち1機能以上	2/3 以内 〔 会計・受発注・決済・ECの うち2機能以上 〕	1/2	
ツールのソフトウェア購入費用 ※対象ソフトウェア：会計ソフト、受発注ソフト 決済ソフト、ECソフト クラウド利用料（最大2年分補助） 関連費用等		・ P C ・ タブレット ・ プリンター ・ スキャナー及び それらの複合機器	・ レジ・ 券売機等

実質7万円以上の案件で利用可能！

交付申請スケジュール

第5次・・・	令和4年6月13日～6月27日（予定）
第6次・・・	6月27日～7月11日（予定）
第7次・・・	7月11日～7月25日（予定）
第8次・・・	7月25日～8月 8日（予定）

参考) インボイス制度に対応した補助金

◆小規模事業者持続化補助金（インボイス枠）

《 申請要件 》

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で、
一度でも免税事業者であった 又は 免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、
インボイス発行事業者の登録が確認できた事業者であること。
※ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、補助金の交付は行わない。



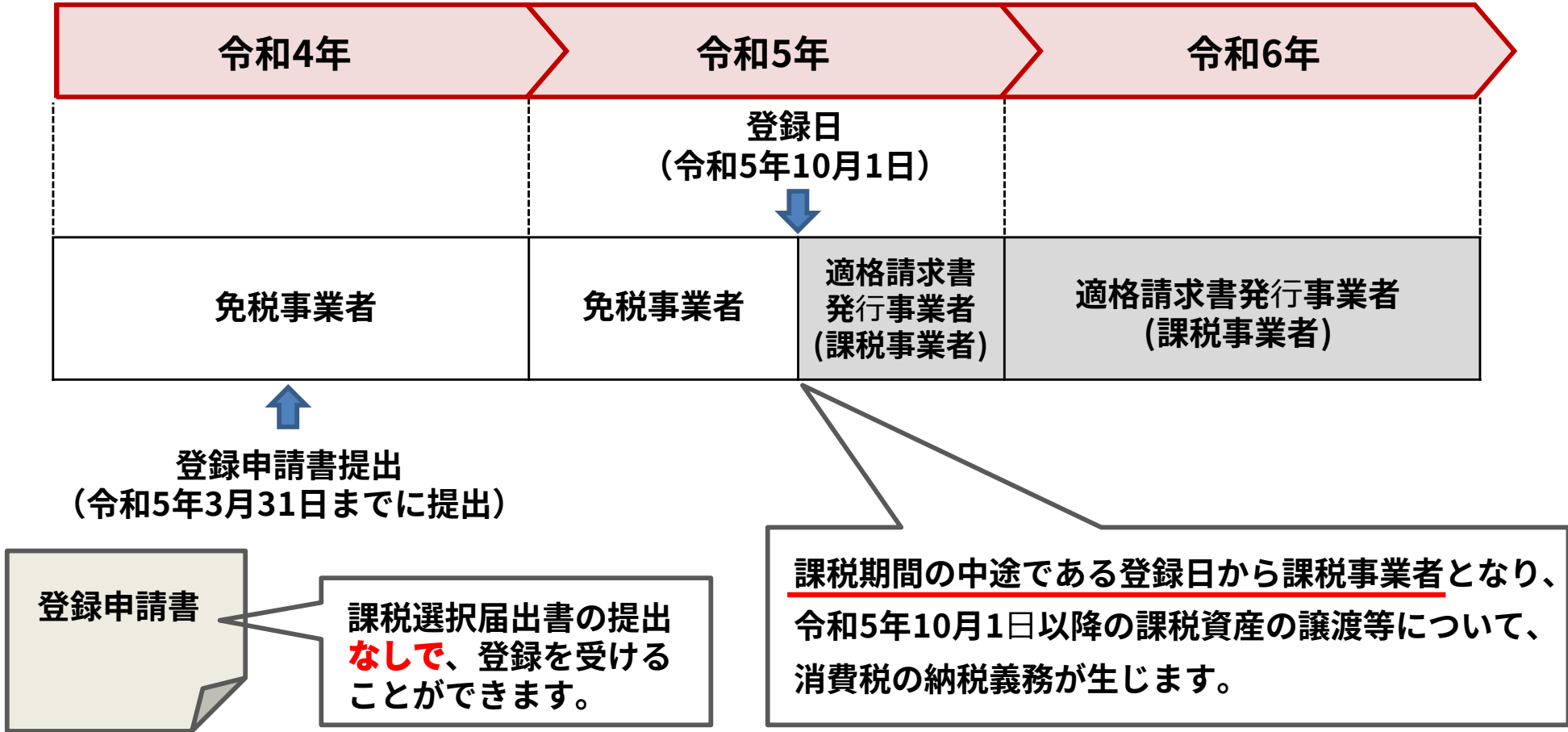
対象者	常時使用する従業員数20人以下 (商業・サービス業(宿泊・娯楽業除く)は5人以下) ※法人だけでなく、個人事業者も可
補助率	2/3
補助上限	100万円
補助対象	チラシ作成、広告掲載、店舗改装など11項目

交付申請スケジュール

第9回・・・令和4年9月 中旬
第10回・・・12月 上旬
第11回・・・令和5年2月 下旬

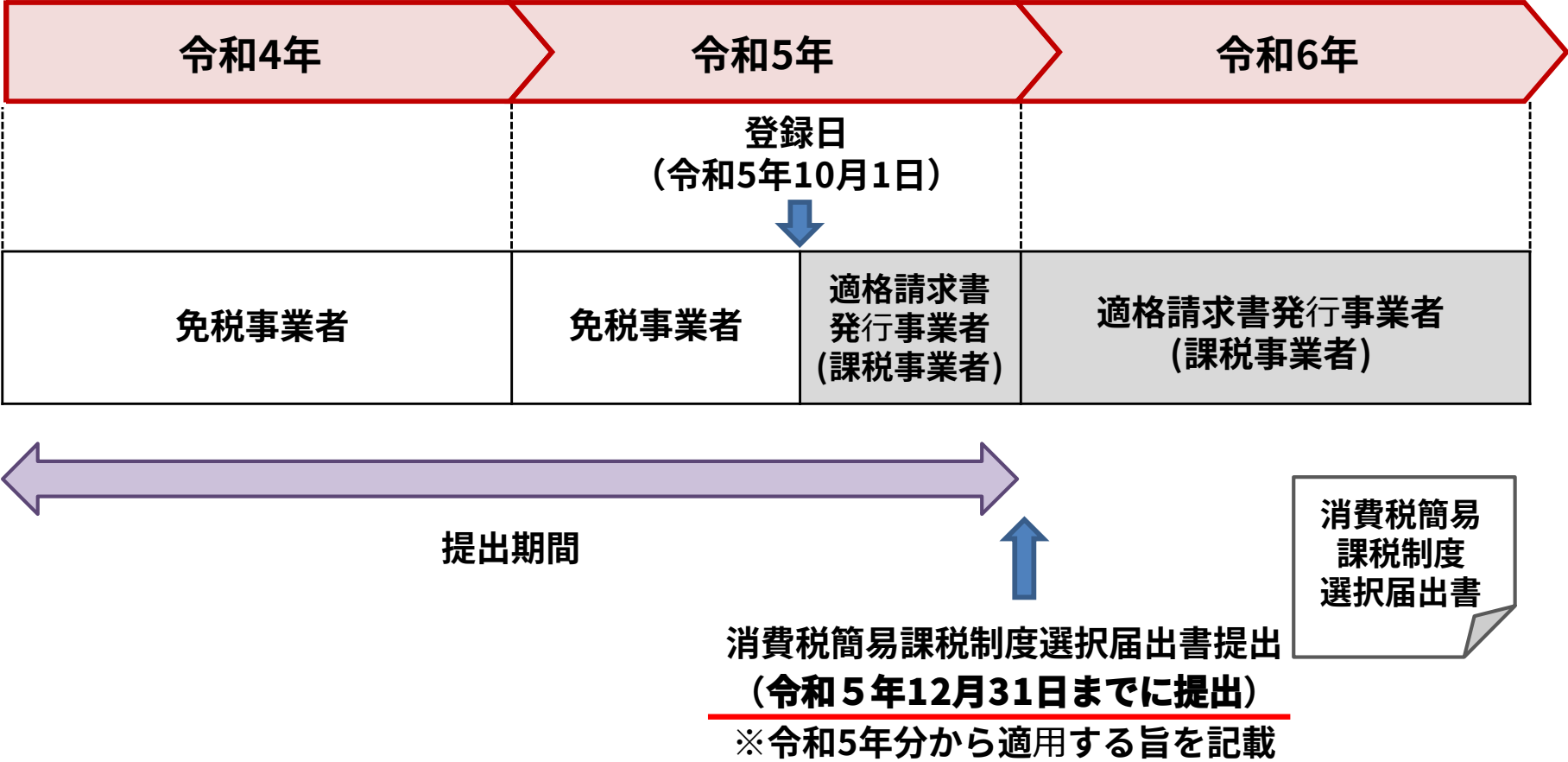
免税事業者に係る申請手続きの特例

免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日に登録を受けるため、令和5年3月31日までに登録申請書を提出し、令和5年10月1日に登録を受ける場合



簡易課税制度選択届出書提出の特例

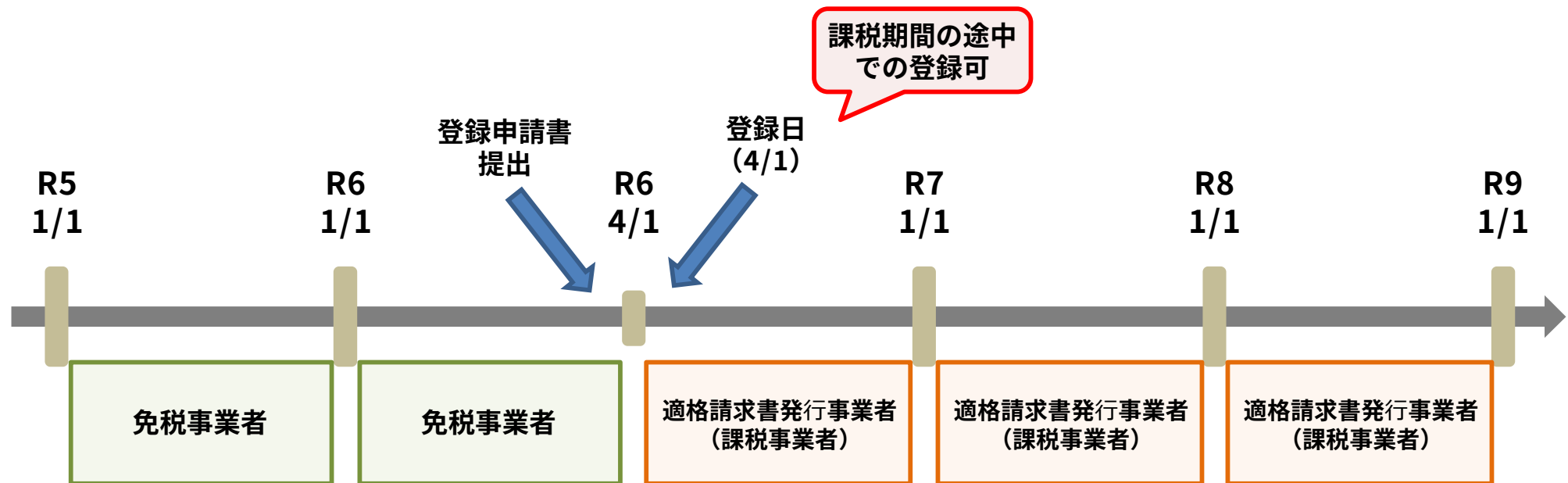
免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日に登録を受けるため、令和5年分の申告において、簡易課税制度の適用を受ける場合



R 4 改正) 免税事業者の申請緩和

免税事業者は、制度施行後6年間（R5.10/1～R11.9/30）は、
任意のタイミングで適格請求書発行事業者の登録を受けられる
（改正前：期の途中からの登録は不可）

◆ 改正後 ～免税事業者が課税期間の途中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合～
（12月決算を前提）



(※) 課税事業者選択届出書の提出は不要

適格 (簡易) 請求書の記載事項

手書きであっても、必要事項を満たしていればOK

適格請求書

請求書

●年●月●日

⑥

②

〇〇株式会社 御中

●●事務所

登録番号 : T1234567890123

①

ご請求金額 : ￥11,460

商品 A	③	¥6,600
商品 B (※)		¥3,240
商品 C (※)		¥1,620
小計		¥10,500
税額		¥960
合計		¥11,460

④

(10% ¥6,000
8% ¥4,500)

消費税 ¥600
消費税 ¥360

⑤

③ (※) 軽減税率8%適用商品

適 格 請 求 書	適 格 簡 易 請 求 書
①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減対象資産にはその旨)	同 左
④税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額	④税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) ⑤税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率
⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	記 載 不 要

～ 簡易請求書が発行できるのは ～
小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業又は駐車場業等の不特定多数の者に課税資産の譲渡等を行う事業を行う場合には、「適格請求書」に代えて「適格簡易請求書」を交付することができます。

消費税額等の端数処理

認められる例
(それぞれの税率ごとに1回のみ)

請求書

××年11月30日

(株)〇〇御中

株式会社△△

請求金額(税込) 60,197円

登録番号T12345...

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト※	83	167	13,861	—
11/2	ピーマン※	197	67	13,199	—
11/15	花	57	77	4,389	—
11/15	肥料	57	417	23,769	—
8%対象計				27,060	→2,164
10%対象計				28,158	→2,815

認められない例
(商品ごとの端数処理は×)

- ①商品ごとに端数処理をして
- ②税率ごとに合計する

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト※	83	167	13,861	→ 1,108
11/2	ピーマン※	197	67	13,199	→ 1,055
11/15	花	57	77	4,389	→ 438
11/15	肥料	57	417	23,769	→ 2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

交付義務の免除 (交付困難な取引とは)

交付困難な取引で
交付義務が免除される取引
とは？

自販機・自動サービス機に
は、具体的にはどのような
取引が該当しますか？



- 1) **公共交通機関による旅客の運送**
(税込み3万円未満)
- 2) **出荷者が卸売市場において行う生鮮食品等の販売**
- 3) **生産者が農協等に委託して行う農林水産物の販売**
- 4) **自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売**
(税込み3万円未満)
- 5) **郵便切手を対価とする郵便サービス**
(郵便ポストに差し出したものに限る。)

4) 自販機・自動サービスの具体例

- ・自動販売機による飲食料品の販売
- ・コインロッカーやコインランドリー等
- ・ATMによる入出金サービスや振込サービスなど

※小売店内に設置されたセルフレジ、
コインパーキングや自動券売機などは該当しない

? インボイス制度後の課税事業者判定など

当社は、適格請求書発行事業者の登録を受けています。
翌課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下ですが、
当社は、**免税事業者**となりますか？



国税庁「インボイス制度Q & A」問18を参考に作成

登録番号は、どのような構成ですか？



国税庁「インボイス制度Q & A」問19を参考に作成

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として、**免税事業者**となります。

しかしながら、**適格請求書発行事業者は、**
その基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合でも、**免税事業者となりません。**

したがって、適格請求書発行事業者である貴社は、翌課税期間に免税事業者となることはありません。



登録番号の構成は、次のとおりです。

- ① 法人番号を有する課税事業者
「T」（ローマ字）+ 法人番号（数字13桁）
- ② ①以外の課税事業者（個人事業者等）
「T」（ローマ字）+ 数字13桁（注）
（注）マイナンバーとは別に設定

? 口座引落の家賃支払はどうなるの?!

賃貸借契約書と通帳など、複数の書類で記載事項を満たせば、適格請求書の記載事項を満たすことになる

士業の顧問報酬についても同様



補足) 既存の契約書の場合

契約書（家賃だけでなく、**専門家と締結しているもの**なども）に、記載事項が不足している場合は、別途通知を受けることにより、適格請求書の記載事項を満たすことになる

※既存の契約内容では、「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が不足している

建物賃貸借契約書

賃貸人〇〇(株)と賃借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第〇条（賃料）

賃料は1ヵ月165,000円とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

+

令和5年10月以降の ご案内

建物賃貸借契約書と併せて本書の保管をお願いいたします。

登録番号：T1234…
消費税率：10%
消費税額：15,000円

メールなど電子的方法による通知も可能

・登録番号
・適用税率
・消費税額等

+

通帳や振込金受取書等を保存

? 売り手負担の振込手数料 (売り手作成)

販売代金等の振込手数料を売り手が負担し「売上値引き」等として処理している場合、売り手は買い手に対して「適格返還請求書」を交付する義務が生じる

請 求 書 (値引分)

××年12月10日

(株)〇〇御中

既請求金額について、下記のとおり値引きいたします。

値引額 11,000円

品 名	単 価	数 量	金 額
値引き (振込手数料相当額 (消費税10%))	▲550	20	▲11,000
値 引 額 合 計			▲11,000

備考

請求№001～020 (××年11月1日～11月30日請求分) に係る振込手数料相当額

(株)△△
登録番号T1234…

? 売り手負担の振込手数料 (買い手作成)

買い手が作成した「支払明細書等」に、「適格返還請求書」として必要な事項が記載
されていれば、交付義務が満たされる

××年12月10日

支払通知書

(株)△△

登録番号 T1234・・・

(株)〇〇

下記のとおり入金いたしました。

11月分 1,075,500円 (税込)

納品日	伝票	品名	金額	備考
11月1日	Nº001	オレンジジュース※	5,400円	
11月2日	Nº002	ビール	11,000円	
11月3日	Nº003	リンゴジュース※	2,160円	
⋮	⋮	⋮	⋮	
合計金額			1,092,000円 (消費税 92,000円)	
消費税 (10%)			660,000円 (消費税 60,000円)	
消費税 (8%)			432,000円 (消費税 32,000円)	
値引き (振込手数料相当額 (消費税 10%))			▲16,500円	
入金額 (税込)			1,075,500円	

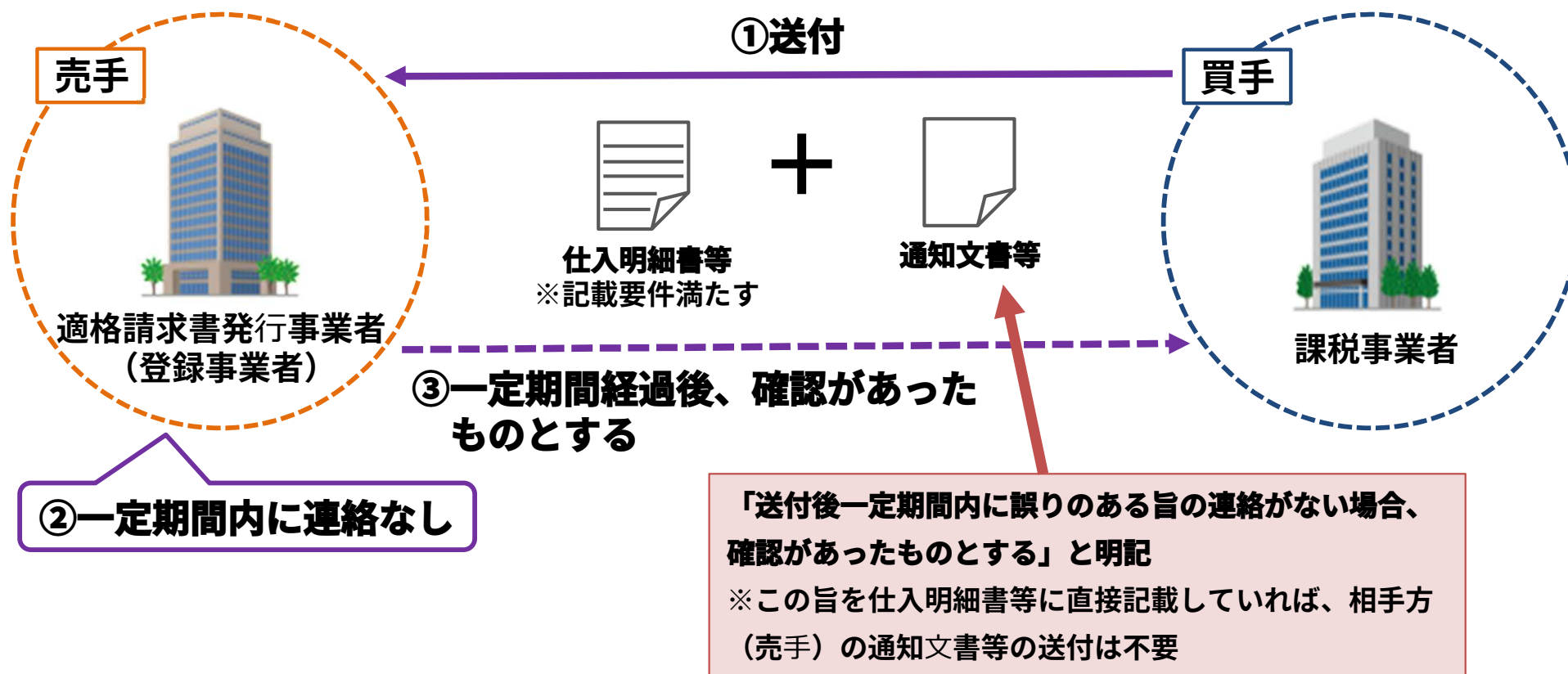
備考: 【振込日】 伝票番号 Nº001～005 ××年11月10日

※送付後一定期間内に連絡がない場合、確認があったものといたします。

適格請求書じゃなくても税額控除できる？！

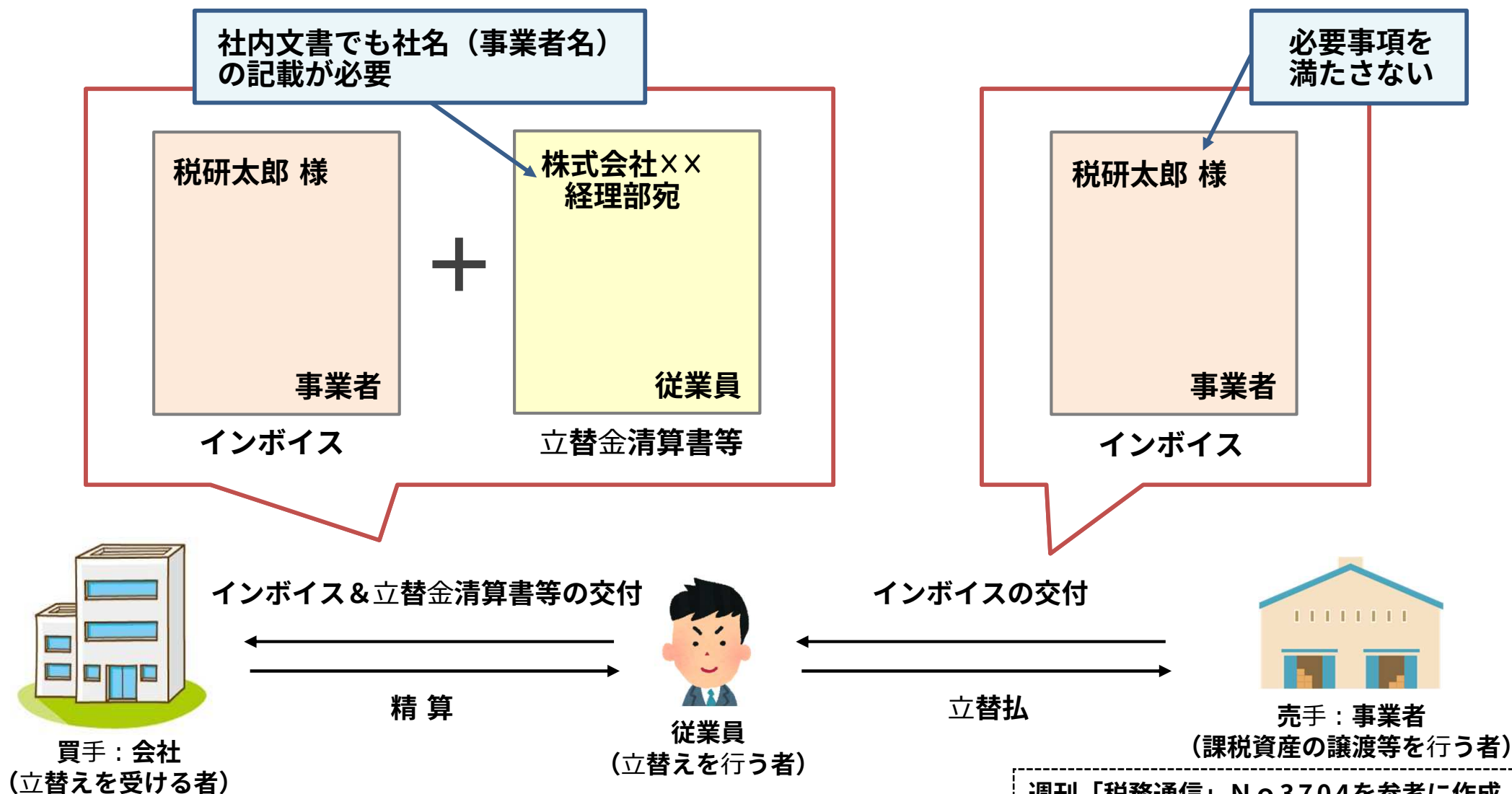
買い手自らが作成した「仕入明細書等」で、適格請求書の記載事項を満たすとともに、売り手の確認を受けたものを保存すれば、仕入税額控除の適用を受けることができる。

◆仕入明細書等の記載内容が相手方（売手）に確認されている実態があると認められる例



? 従業員が立替え払いした場合は？

従業員が費用を立て替えて備品の購入を行った際、“会社宛”ではなく“従業員宛”の領収書をもってしまった場合、従業員に立替金清算書等を作成してもらい、従業員宛のインボイスと併せて保存しておく必要がある



? 帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる？

一定の事項を記載した
帳簿のみの保存で
仕入税額控除できるのは、
どんな場合？
記載する一定の事項とは？



- 1) 公共交通機関による旅客の運送（税込み3万円未満）
- 2) 自動販売機等からの商品の購入等（税込み3万円未満）
- 3) 郵便切手を対価とする郵便サービス（投函されたもの）
- 4) 入場券等が使用の際に回収される取引
- 5) 古物商や質屋が、適格請求書発行事業者でない者から、古物や質物を棚卸資産として購入する取引
- 6) 宅地建物取引業を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から、建物を棚卸資産として購入する取引
- 7) 適格請求書発行事業者でない者から、再生資源及び再生部品を棚卸資産として購入する取引
- 8) 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）※金額制限なし

国税庁「インボイス制度Q & A」問82を参考に作成

帳簿に記載すべき事項

- 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入に該当する旨
（例えば、「3万円未満の鉄道料金」、「入場券等」など）

インボイス制度への対応に関するQ & Aについて（概要）

独占禁止法等において問題となる行為

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような恣意等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。

① 契約



② 取引完了後…



③ よく見ると…

この請求書は、インボイス番号がないからAさんは免税事業者ということか…！

インボイス番号なし



④ 結果…

Aさん、あなた免税事業者なら、消費税相当額は払えないなあ…

そ、そんなあ…



➤それ、下請法違反です！

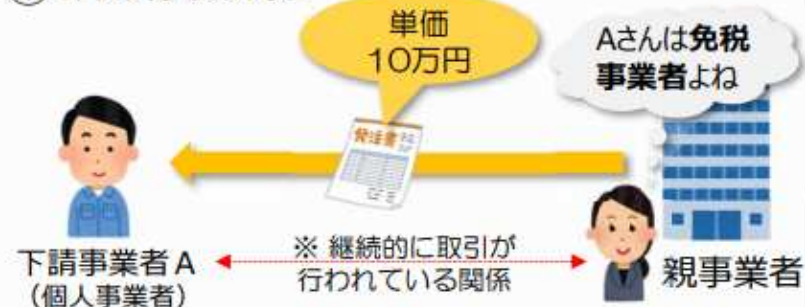
発注者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になります。

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

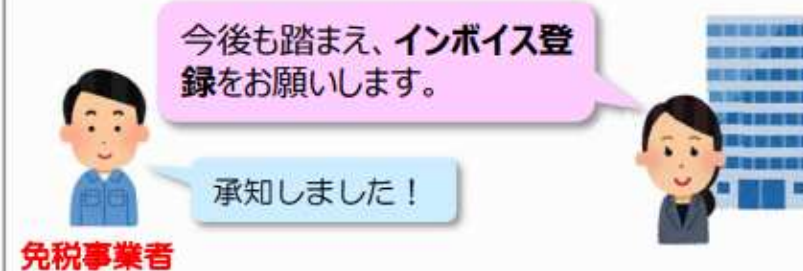
【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。

① 単価交渉及び発注



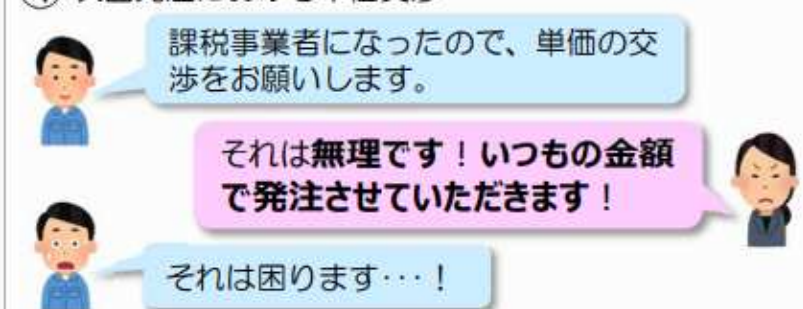
② その後…



③ 課税事業者選択…



④ 次回発注における単価交渉



➤それ、下請法違反となるおそれがあります！

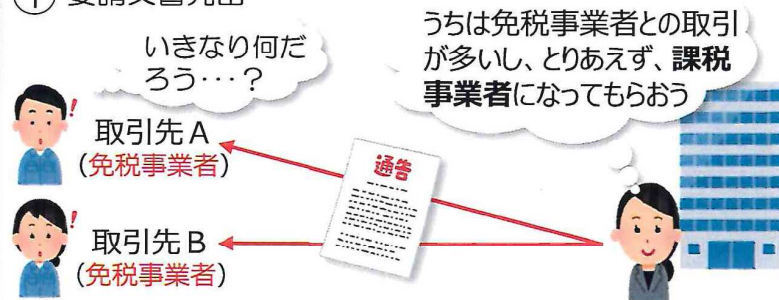
下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買ったたき」として問題になるおそれがあります。

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

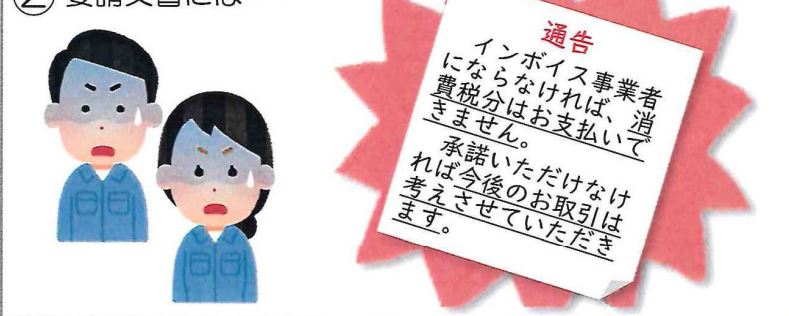
【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、**課税転換を求めた**。
- その際、「インボイス事業者にならなければ、**消費税分はお支払いできません**。承諾いただければ**今後のお取引は考えさせていただきます**。」という文言を用いて要請を行った。また、**要請に当たっての価格交渉にも応じなかった**。

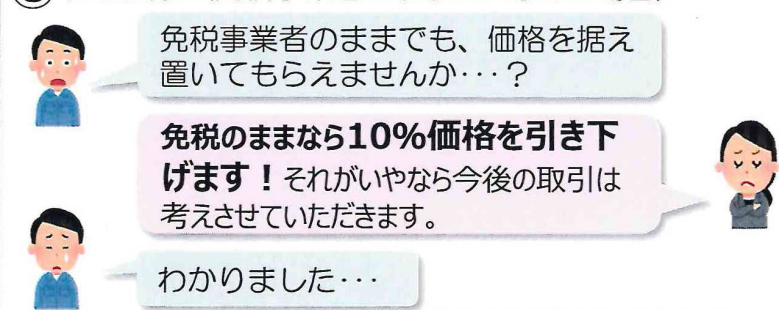
① 要請文書発出



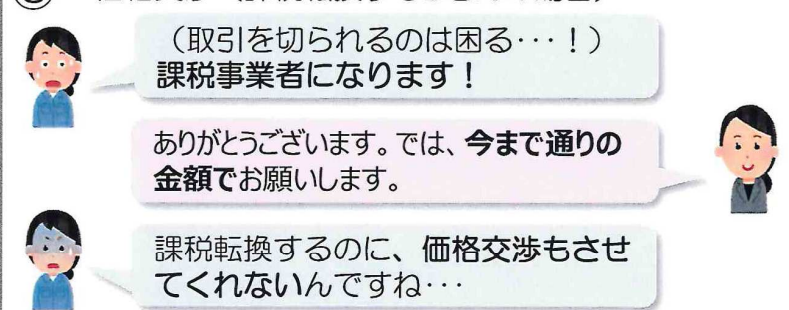
② 要請文書には…



③ 価格交渉（免税事業者のままのAさんの場合）



③' 価格交渉（課税転換するBさんの場合）



➤それ、**独占禁止法上問題**となるおそれがあります！



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる**、それにも**応じなければ取引を打ち切る**などと**一方的に通告**することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し**、価格交渉の場において**明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。

ご清聴、ありがとうございました

E N D

北陸税理士会富山支部
税理士 猿田 淳子

